

山菜類の出荷可否判断の方法

令和5年4月
相双農林事務所

確認①

まずは出荷制限品目でないかを確認する

別記「摂取や出荷等を差し控えるよう要請している福島県産の食品について」を確認する

出荷制限がない

野生のものが
出荷制限されている

出荷制限されている

確認②

生産者等に対し、
「栽培のもの」かどうかを確認する

生産者等に対し、
「栽培のもの」かどうかを確認する

「栽培のもの」と
申し出がない

出荷できません

「栽培のもの」と
申し出がない

「栽培のもの」と申し出がある

確認③

下記の品目であるかを確認する

●果実7品目…アケビ、ギンナン、クリ、サルナシ、ナツハゼ、ヤマブドウ、ユズ
●山菜25品目…アサツキ、イヌドウナ、ウド、山ウド、ウワバミソウ(ミズナ、ミズ)、オオバギボウシ(ウルイ)、オヤマボクチ、キクイモ、ギョウジャニンニク、クサソテツ(コゴミ)、クレソン、サンショウ(葉、芽、実、果皮)、シオデ、ジネンジョ、セリ、ゼンマイ、タラノメ、ノビル、フキ、フキノトウ、ミヤマライクサ(アイコ)、ムカゴ、モミジガサ(シドケ)、ユリネ、ワサビ(葉、花、根)
※ これらの品目(栽培のもの)については、モニタリング検査では「野菜類・果実類」として扱います。

上記の品目
ではない
例:わらび など

上記の品目
である

同品目の「野生のもの」について出荷制限等がされている場合、
別紙1(リスト)を確認し、リストに無い場合は情報を追加してくだ
さい。

確認④

別紙2 確認票により栽培要件を確認する。
確認は出荷団体等(JA、直売所、卸売市場
等)が行い、記録を保管する。

※確認票についてご不明な点があれば、
相双農林事務所農業振興普及部へ
御相談・御確認ください。

確認項目が

確認項目が

野生のものが出荷制限と
なっている品目で確認事

「野生のもの」または確認③における品目以外の「栽培のもの」
連絡先:森林林業部 TEL:0244-26-4305

確認③における品目の「栽培のもの」
連絡先:農業振興普及部 TEL:0244-26-1151

確認⑤

今シーズンの県のモニタリング検査を受けているか?

はい

いいえ

森林林業部へ

県モニタリング検査
(森林林業部)

基準値以下

基準値超過

野生として出荷

「品目名」、「野生」、「市町村名」
の表記をお願いします。

※確認③品目以外の栽培のものは「栽培」として出荷

確認⑤

当該生産者が、これまで県のモニタリング検査を
実施したことがある品目か?

いいえ

はい

農業振興普及部へ

県モニタリング検査
(農業振興普及部)

基準値以下

基準値超過

栽培として出荷

「品目名」、「栽培」、「市町村名」
の表記をお願いします。

自主検査

基準値以下

基準値超過

出荷
できません

出荷できません

新たな出荷自粛